

浪江町農業委員会総会議事録 (令和 7 年 5 月定例会)

1 開催日時 令和 7 年 5 月 20 日 (火) 午後 1 時 30 分 から 午後 2 時 25 分

2 開催場所 浪江町役場 大会議室

3 出席委員 (12人) 欠席委員 (0人)

会長	4番	菅野 富美恵	(出)
会長職務代理者	1番	鈴木 敬二郎	(出)
委員	2番	松田 孝司	(出)
	3番	岡 高志	(出)
	5番	中野 弘寿	(出)
	6番	小澤 英之	(出)
	7番	高野 順	(出)
	8番	加藤 修	(出)
	9番	川島 優	(出)
	10番	柴野 正男	(出)
	11番	武藤 栄治	(出)
	12番	三瓶 徳久	(出)

4 出席農地利用最適化推進委員 (11人)

幾世橋地区担当	鎌田 光男	苅野地区担当	笠井 宏光
幾世橋地区担当	木幡 裕秋	津島地区担当	木幡 一郎
請戸地区担当	脇坂 薫		
請戸地区担当	荒川 勝己		
大堀地区担当	遠藤 定郎		
大堀地区担当	山田 勝広		
苅野地区担当	藤田 一宏		
苅野地区担当	高野 諭吉		
苅野地区担当	吉田 あや子		

5 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 (所有権移転)	2 件
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 (賃借権設定)	1 件
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 (地上権設定)	1 件
議案第4号	現況確認証明申請に対し審議の件	1 件
議案第5号	農用地利用集積等促進計画の策定にかかる意見及び確認の申出に対し審議の件	

6 事務局職員

事務局長	大浦 龍爾
事務局次長	長沼 和也
事務局係長	国分 丈典
事務局員	七海 遼哉
事務局員	紺野 ゆかり

議長 それでは、只今より 5 月定例会を開会いたします。
ただいまの出席委員数は 12 名でございます。また、推進委員数は 11
名でございます。定足数に達しておりますので、会議を始めます。

 まず、本日の議事録署名人を指名いたします。先に通知しておりましたとおり、3 番岡委員および 12 番三瓶委員にお願いいたします。

 それでは、議案の審議に入ります。
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 所有権移転
1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。（議案書 2 ページ 1 番読み上げ）

 説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

 休議いたします。
 （調査内容の確認中）
再開いたします。

 半谷推進委員が欠席のため、先に議案第 1 号 2 番の審議を行いたいと思います。
 いかがでしょうか。
 （異議なしの声）

 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 所有権移
転 2 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。（議案書 2 ページ 2 番読み上げ）

 説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

荒川推進委員 請戸地区担当荒川です。
譲渡人〇〇さんには 5 月 12 日に、譲受人〇〇さんには 5 月 10 に聞き取り調
査を行いました。〇〇さんは、現在栃木県鹿沼市に住んでおり、息子共々浪
江町に帰って来る予定はないので、親戚である〇〇さんをお願いしたとのこ
とです。畑の場所も圃場整備で集約されていくので、問題ないかと思います。
〇〇さんも基盤整備に賛成しているので、大丈夫かと思います。よろしくお
願いします。

議長 事務局及び地元推進委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
議案第1号2番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数と認めます。よって議案第1号2番に原案のとおり承認を与えます。

議長 つづきまして、先の議案第1号1番について、地元推進委員に代わって事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。5月13日に聞き取り調査を行いました。譲渡人〇〇さんは、県外に居住しており、浪江町の宅地を含め農地も管理が難しく、誰かに譲り渡したいと考えていたところ、〇〇さんの両親の付き合いから〇〇さんを紹介してもらったそうです。譲受人〇〇さんは、地域貢献のために申請農地を継続して活用していきたい意向であると聞いています。よろしくお願いします。

議長 事務局及び地元推進委員の説明が終了しました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑なし)
質疑無し、と認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
議案第1号1番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数と認めます。よって議案第1号1番に原案のとおり承認を与えます。

議長 つづきまして、
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 賃借権設定 についてですが、委員本人が関わっておりますので、浪江町農業委員会会議規則第18条の規定により、〇番〇〇委員の退席を求めます。
暫時休議いたします。
(〇〇委員退席)

再開いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。（議案書 20 ページ 1 番読み上げ）

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

吉田推進委員 荻野地区担当の吉田です。
被設定人一般社団法人〇〇〇代表理事〇〇さんとは、5 月 15 日電話で確認が取れました。〇〇〇は、長く避難指示下にあった相双地域の自然と共生する自律的なコミュニティを創ると共に、交流人口、観光人口の拡大を通じて、地域の復興に寄与するための団体であります。今は、乗馬体験サービスを行っていますので、隣接する申請地は、牧草やニンジンを栽培するために利便がよいので選定されたそうです。
設定人〇〇さんとは、5 月 15 日に電話で確認が取れました。現状のまま営農が行われるので貸すことにしたとのこと。

議長 事務局及び地元推進委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
（質疑無し）
質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
議案第 2 号に賛成の委員の起立を求めます。
（起立多数）
起立多数と認めます。よって議案第 2 号に原案のとおり承認を与えます。

ここで〇番〇〇委員の入室を認めます。暫時休議いたします。
（〇〇委員入室）

つづきまして、
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し審議の件 地上権設定 について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。（議案書 30 ページ 1 番読み上げ）

本件は、〇〇〇株式会社が関わる野立ての太陽光発電設備の設置にかかる申請です。
申請地の位置は、37、38 ページをご覧ください。
農地法第 6 版の 26 ページ 27 ページをご覧ください。農地の種類は、周辺を宅地や山林に囲まれた小集団の生産性の低い農地となりますので、第 2 種農地となります。第 2 種農地は、当該農地に代えて周辺の他の土地では事業目的が達成できない場合に許可できるものとなっております。
議案書の 41 ページをご覧ください。他の土地と比較し、当該地しか適当な土地がないことの検討がなされておりますので、立地基準は問題ありません。

ん。

一般基準の資力については、残高証明書を提出いただき、事務局で問題ないことを確認しております。

周辺農地への影響ですが、排水や日照等、特段問題がないと考えられます。当該地の谷津田地区は、地域計画が策定されておりませんので、地域計画の達成に支障はありません。

議案書の 60 ページをご覧ください。北側の一部に碎石が敷かれている状況について顛末書が提出されております。

当委員会のガイドラインで提出を求めている書類は、46 から 50 ページが契約書に変わるものとして地上権設定に係る重要事項のご確認、61 ページが確約書、62 から 64 ページが調整状況報告書となっています。

本案件は、福島県知事が許可権者となっておりますので、当委員会の意見を付して県へ進達いたします。

また、現地調査の写真については、【追加資料①】の 1 ページをご覧ください。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

山田推進委員

大堀地区担当の山田です。

5 月 13 日に現地調査、5 月 14 日に電話で聞き取り調査を行いました。

設定人〇〇さんは、震災後いわき市に転居したため、農地の管理、耕作が難しい状態にあるそうです。折り込みチラシを見て、太陽光発電施設の設置を〇〇〇に頼むことに決めたそうです。同じく 14 日に〇〇〇の〇〇さんと話をし、施設を設置するにあたり年 1 回の除草を実施すること、また、監視センターがあるので、異常があった場合すぐ対応することを確認しました。審議の程よろしくお願いいたします。

議長

つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

三瓶委員

12 番三瓶です。

5 月 13 日に委員長をはじめ、委員、推進委員、事務局と現地確認を行いました。申請地は県道落合浪江線に接している畑ですが、両脇は宅地で、すでに太陽光発電施設が設置されています。申請地にもそれと同じ種類の太陽光発電施設を設置する予定です。宅地と農地の土地の高さはほぼ同じなので、排水等の問題は生じないかと思い、現地を確認してきました。

議長

事務局、地元推進委員及び現地調査委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

議案第 3 号に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。よって議案第 3 号に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、
議案第 4 号 現況確認証明申請に対し審議の件 について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします（議案書 65 ページ 1 番読み上げ）

申請地の位置は、67 ページをご覧ください。

【追加資料②】をご覧ください。現地調査で指摘があった、一部植林されている状況について、顛末書が追加で提出されております。
また、現地調査の写真については、【追加資料①】の 2 から 3 ページをご覧ください。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

山田推進委員 大堀地区担当の山田です。
5 月 13 日に申請人〇〇さんと現地で確認を行いました。平成 7 年頃〇〇さんの母親が植林したと思われますが、震災後、管理ができなく、山林になってしまったそうです。農地への復帰が難しく、変更をしたいので、よろしくお願いいたしますとのことでした。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

武藤委員 11 番武藤です。
5 月 13 日に委員長をはじめ、委員、推進委員、事務局と現地確認を行いました。推進委員の話の通り、平成 7 年頃に母親が植林をしてしまい、現況になっていると申請人〇〇さんから説明を受けました。このような状況は、浪江町内でいくつもある事例です。〇〇さん自身も福島市に居住しており、写真にあるように植林した樹木ばかりでなく、竹林を復旧することは難しいと思います。ご判断をよろしくお願いいたします。

議長 事務局、地元推進委員及び現地調査委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑無し）
質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

議案第 4 号に賛成の委員の起立を求めます。

（起立多数）
起立多数と認めます。よって議案第 4 号に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、
議案第5号 農用地利用集積等促進計画の策定にかかる意見及び確認の申出
に対し審議の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書 71 ページ読み上げ 立野地区・南棚塩地区)

なお、各要件については事務局で問題ないことを確認しております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

議案第5号に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。よって議案第5号に原案のとおり承認を与えます。

以上で、本日上程されたすべての議事が終了しました。

令和7年5月20日

開始時刻 午後1時30分

終了時刻 午後2時25分

議 長

議事録署名人(3番)

議事録署名人(12番)